

令和 7 年 2 月 4 日

沼津市議会 議長 高橋達也 様

会派 未来の風

江本 浩二

山下富美子

## 議員の議事参与の機会を制限する議会運営の改善を求める要望書

1月31日開催された議会運営委員会において、2月7日に行われる2月議会初日の議事運営について、議長（事務局）よりその案が示され委員会がそれを確認、認めるという議事が行われました。

その中で、懲罰等検証特別委員会の取り扱いについて、以下の通り要望を致します。

### ■ 要望事項

1. 2月7日（本会議初日）に、懲罰等検証特別委員会の報告が行われ、その後、この件についての質疑がおこなわれることが決しましたが、この議事取り扱い中、江本議員は「地方自治法 117 条に基づいて除斥とする」とした議事運営を改めること。
2. 懲罰等検証特別委員会の検証（調査報告書）について、討論・表決をしない、とする議事運営を改め、本件の討論・表決を行うこと。

### ■ 要望の理由 1

地方自治法第 117 条は「直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない」との定めですが、懲罰等検証特別委員会は「沼津市議会の懲罰事案に係る今後の適正な対応方針等を確立すること」を目的に設置されたものであり、検証す

るのは沼津市議会はもとより他自治体議会が取り扱ってきた全ての懲罰関係事案です。

江本議員の懲罰および審決は当該特別委員会の設置目的を果たすために検証する事例の一つであり、江本議員を地方自治法 117 条に基づいて当該特別委員会の議事から除外することは不当です。

さらに、沼津市議会の懲罰事案に係る今後の適正な対応方針等を確立することを目的に行われた当該特別委員会の検証は、沼津市議会議員全員に関わるものであり、江本議員ひとりが利害関係者にあたるものではありません。地方自治法 117 条の「利害関係者」を適用して江本議員ひとりを除斥とすることは、明らかにこの条項の誤用であり、江本議員の議員としての権利を侵害するものです。

#### ■ 要望の理由 2

江本議員を除斥とした上で、委員長報告についての質疑が行われること。加えて、この議事では、討論・表決が行われないこと。以上の二つは、所属議員 2 名の少数会派である未来の風が議事に加わる機会を制限するものです。

沼津市議会の申し合わせでは付託案件を審議した委員会の委員はその案件については本会議での質疑、討論はできないことを原則としています。未来の風・山下議員は当該特別委員会の委員であり本件について質疑はできません。仮に討論・表決が行われたとしても、山下議員は討論はできないこととなります。採決に加わることはできますが、会派の票数 2 票のうち 1 票は除斥により奪われてしまいます。

① 江本議員を除斥として委員長報告、質疑が行われること

② この議事では、討論・表決が行われないこと

以上の 2 点の議事運営は、少数派議員の議事参与の機会を制限する議会運営であり、民主主義の原則に照らしても不適切なものであり、改善を求めます。

以上